

水俣市伐採及び伐採後の造林の届出書等に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、森林法(昭和26年法律第249号。以下「法」という。)第10条の8第1項の規定による伐採及び伐採後の造林の届出及び法第10条の8第2項の規定による伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告に関し必要な事項を定めるものとする。

(届出書等提出書類)

第2条 森林所有者その他権原に基づき森林の立木竹の使用または収益をするもの(以下「森林所有者等」という。)が、立木を伐採するにあたり、法第10条の8第1項に基づき、市長に提出する伐採及び伐採後の造林の届出書(様式第1号。以下「届出書」という。)には、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる書類を、同表右欄に掲げる場合に添付しなければならない。

区分	添付書類	備考
1 添付書類が確認できる書類	チェックリスト (様式第2号)	必須
2 伐採地及び搬出道が確認できる書類	伐採地の位置図又は字図(地籍図に搬出経路をマーキングしたもの)	必須
3 土地所有者が確認できる書類	伐採地の登記簿謄本、登記事項要約書等	必須 (土地所有者の変更があった場合は、変更届出書も提出すること。)
4 森林所有者が3の名義と異なる場合に相続等を証する書類	相続人代表者であることの申立書 (様式第3-1号)	該当する場合は必須
	共有名義代表者であることの申立書 (様式第3-2号)	該当する場合は必須
5 森林所有者等の住所が確認できる書類	住民票(マイナンバーの記載を省略したもの)	必須 (届出日から3か月以内のもの)
6 森林所有者等の意思が確認できる書類	確約書 (様式第4号)	必須
7 地元自治会等への説明が確認できる書類	森林伐採における説明報告書(様式第5号)	必要と認める場合 (説明した際に使用した資料も併せて提出すること)

8 再造林の意向を確認する書類	再造林意向確認書 (森林所有者等用) (様式第6号)	天然更新の場合必須
9 土地所有者及び森林所有者等の変更を確認できる書類	土地の売買契約書又は立木の売買契約書等	必要と認める場合(ただし、登記簿謄本の土地所有者と届出書の届出人が異なる場合又は登記簿謄本記載の土地所有者と森林所有者等が異なる場合。)
10 公道管理者、河川管理者等との協議が確認できる書類	関係施設管理者との協議書 (様式第7号)	必要と認める場合
11 公道管理者への申請が確認できる書類	許可証等の写し	必要と認める場合

(計画の審査)

第3条 市長は、前条の規定により提出された届出書が、水俣市森林整備計画に適合したものであるかについて審査するものとする。

2 市長は、前項の審査により、届出書に記載された内容が水俣市森林整備計画に適合すると認められるときは、伐採及び伐採後の造林の計画の適合通知書(様式第8号)を、森林以外への転用等となる場合は伐採及び伐採後の造林の届出確認通知書(様式第9号)を、届出書を提出した森林所有者等に通知するものとする。

(伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告)

第4条 森林所有者等は、届出書に記載した伐採が終わった日から30日以内に法第10条の8第2項の規定による伐採に係る森林の状況報告書(様式第10-1号)を、伐採後の造林が終わった日から30日以内に伐採後の造林に係る森林の状況報告書(様式第10-2号)をそれぞれ提出しなければならない。

(てん末書)

第5条 届出書を提出することなく伐採を行った者(以下「無届伐採者」という。)は、伐採を行ったことが明らかになった場合、その事実が判明したときから遅滞なく市長に対し、てん末書(様式第11号)を提出しなければならない。

2 市長は、前項のてん末書の提出があった場合は、指導書(様式第12号)により、無届伐採者に対し、指導するものとする。

(作業看板の設置)

第6条 森林所有者等は、伐採を開始する日の30日前までに、伐採現場付近の分かりやすい場所に森林の所在場所、届出者名、伐採事業者名、連絡先、伐採面積及び伐採期間を看板にて掲げなければならない。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

